

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	大田原労基署（19）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	栃木県	
工事場所(市区町村)	大田原市	
工事概要	敷地面積 約999m ² 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造地上2階 建築面積：約200m ² 延べ面積：約500m ² 用 途：庁舎 工事内容：屋上防水改修、外壁改修、電気設備改設及び機械設備改設	
担当事務所	宇都宮宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	H31.4.2 / H31.4.15 / H31.5.15	
工 期	契約締結の翌日からH31.9.30まで	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型II型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 D、C又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成16年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。 （ア）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（CFT構造は除く）の建築物における屋上防水改修又は外壁改修を含む工事 （イ）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（CFT構造は除く）の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む）における新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記（ア）、（イ）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、施工実績として認めない。 なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

		<p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。 また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。</p> <p>（ア）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（CFT構造は除く）の建築物における屋上防水改修又は外壁改修を含む工事</p> <p>（イ）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（CFT構造は除く）の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む）における新築又は増築工事</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとするとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記（ア）、（イ）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、施工実績として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>

「大田原労基署（19）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、大田原労働基準監督署（栃木県大田原市本町二丁目2828-19）において、外壁改修、屋上防水改修他を行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・外壁改修（ひび割れ、欠損、浮き、塗装）
- ・屋上防水改修
- ・外壁改修に伴う電気設備改修、機械設備改修
- ・外灯設備改修

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・外壁周囲に枠組足場他を設け、施工することを想定しています。
- ・周辺地域に対する騒音、振動等の対策として、建物の外周部に防音シートを設置します。
- ・来庁者や通行者の安全を確保するため、交通誘導警備員の人員を計上しています。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、仮設備等計画図（参考図）K-01図を参照してください。

(3) その他留意点

- ・外壁改修における既存の外壁仕上げ処理を「高圧水洗工法（加圧力30Mpa程度以上）」としております。これにより「既存塗膜表面の洗浄を兼ねて高圧水によって劣化塗膜の除去」を行います。（「公共建築改修工事標準仕様書（平成28年版）4.6.3」のとおり）
- ・屋上防水改修における既存の押えコンクリート撤去後の「既存防水層の補修」として、既存防水の10%程度を見込んでいます。なお、屋上防水改修に伴う漏水対策等養生は、標準的なものは除き監督職員との協議によります。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 週休 2 日促進工事

週休 2 日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休 2 日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。